

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名：イオンディライト(株)  
住所：大阪府大阪市中央区南船場2丁目3番2号

2. 指名停止措置期間 自 令和8年7月3日 1ヶ月  
至 令和8年8月2日

### 3. 事実概要

イオンディライト(株)及び同社社員は、社員が法令で定める資格を有していないのに玉掛けの業務を行ったとして、労働安全衛生法違反により、令和7年12月15日に伊那簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受け、その刑が確定した。

### 4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。）別表第2第15号に該当する。

#### <指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から1ヵ月以上9ヵ月以内

#### ○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所  
総務部 契約財産管理官 山岸 宏司  
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564